

堺市指定管理者評価表

(評価対象期間 : 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日 まで)

1 基本情報

(1) 公の施設の名称	
堺市立北こどもリハビリテーションセンター、堺市立南こどもリハビリテーションセンター	
(2) 施設の設置目的	
心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育体制の充実と福祉の増進を図るための総合施設として設置	
(3) 所管部局	
健康福祉局 障害福祉部 障害支援課	
(4) 指定管理者名	
社会福祉法人堺市社会福祉事業団	
(5) 指定期間	
平成31年4月1日から令和6年3月31日(5年間)	
(6) 主な事業	
- 施設の管理運営に関する業務 - 児童発達支援センターに関する業務(児童発達支援、医療型児童発達支援、診療所、保育所等訪問支援) - 地域支援に関する業務 障害児相談支援等、障害児等療育支援事業(通所教室含む) - 施設等の維持管理に関する業務	
(7) 施設分類	(8) 有料施設の有無
社会福祉・医療施設	有 (利用料金制)
(9) 選定方法(公募・非公募の別)	
非公募	
(非公募の場合、その理由)	
堺市立こどもリハビリテーションセンターは、心身に障害のある児童及びその疑いのある子どもの早期療育支援を行うことにより、豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう家族も含め総合的に援助していくことを目的として設置された施設であり、子どもの状況や発達課題を踏まえ、「保育」、「診療」、「リハビリ」、「相談」を一体的に行う総合的な療育が必要とされるため、療育にあたる職員には、高度な専門的知識や経験が求められる。また、発達障害の子どもは環境の変化にとても敏感であるため、支援の継続性の担保や、障害児やその保護者とセンターのスタッフとの信頼関係の構築が不可欠である。さらに、同センターは、診療施設も併設する療育の専門施設として、こども園・保育所・幼稚園・学校や障害児通所支援事業所等への支援や、その利用者への療育の提供や支援など、地域における障害児支援の中核的機能を担うことも必要である。 社会福祉法人堺市社会福祉事業団は、当該施設を管理運営させるために平成5年に設立した社会福祉法人であり、法人設立以降、本市における就学前の障害児の早期発見・早期療育システムの中心的な役割を担ってきた。就学前の障害児療育に特化した事業展開により、長年にわたり蓄積した経験や実績、専門的なノウハウに基づく高度な専門性を活かすことで、障害の種別や程度(重度、重複)に関係なく、毎日通園や分離保育、単独登園や並行通園など、多様化する支援ニーズに対応した療育の実施が可能となっている。また、卒、退園後の学校や幼稚園等との連携も保護者了解の下、密に行っており、関係諸機関からの信頼も得ている。	
(10) 主な利用者	(11) 市内における受益対象者数
- 児童発達支援センター、通所教室については、就学前の知的障害児、肢体不自由児、発達障害児及びその疑いのある子ども - 診療所については、18歳未満のリハビリテーションセンターの必要な子ども及びその疑いのある子ども - 地域支援に関しては、18歳未満の知的障害児、肢体不自由児、発達障害児及びその疑いのある子ども	- 児童発達支援センターは概ね320人、通所教室は概ね200人 - 全体では、推定約1,800人(堺市就学前障害児実態調査では、就学前児童の約4.50%の子どもを把握)
(12) 近隣の類似施設	
無	

2 管理運営状況

(1) 適正な管理運営の確保

ア 取組状況

平等利用、安全確保、個人情報の保護等	・南北こどもリハビリテーションセンター全体の利用等にかかる窓口として独自に「療育の窓 おおぞら」を設置し、居住地等に関わらず南北いずれかのセンターで同様のサービスが受けられるように、相談、利用受付、関係機関調整等を一元化し取り組んだ。 ・児童発達支援センターの利用については市と連携して利用調整を行っている。また、診療所や相談についても的確なアセスメントに基づいて、必要な方に必要な支援が行えるようにした。 ・危機管理マニュアルの点検を行い、随時アップデートしてきた。 ・個人情報の保護については、職員に研修を行い、情報管理システム（メール誤送信システム、ユーザ単位ログイン認証機能等）と複数職員によるダブルチェック体制の徹底等に努めた。
職員配置、人材育成、施設の維持管理等	・児童発達支援センター等の運営に必要な職員を兼務も含めて効果的に配置している。。 ・職員として必要な専門知識だけでなく人権研修や権利擁護研修など法令遵守も含めた研修を計画的に行った。 ・施設の維持管理については、市と連携し必要な箇所を随時修繕・改修した。
施設の設置目的に沿った事業の実施	・心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育支援を行い、利用者のニーズに応えられるよう、児童発達支援センターでは、毎日登園、並行通園、また、訪問支援、診療、リハビリ、相談などの多様な事業を実施した。 ・並行通園利用児の在籍園への訪問支援、事業所等への出前講座、交流会開催等により、市内障害児支援機関への支援に努め、各機関連携に取り組んだ。
その他特筆すべき取組	・ホームページやフェイスブックで情報発信を積極的に行うほか、利用者が家庭でも楽しめる動画、保護者向け学習会の動画等を配信した。 ・新型コロナウイルス感染症等の様々な感染症の流行に対し、日々の消毒、職員の健康管理を徹底する等、感染予防に努め、安心して利用していただける施設運営を心がけた。

イ 市による状況分析

仕様にに基づき児童発達支援センターとして運動面や言語、社会性などの発達に遅れやつまづきのある子ども（未就学児）について、保育・療育、リハビリテーションを行っている。子どもの年齢や発達状況に応じた多様なクラス編成を行っている。療育の入口として受給者証を取得していないお子さんに対しての事業を実施している。

(2) 利用者サービスの向上

ア 利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理者名	社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉事業団
利用者数(単位:人)	63,276	61,398	57,346	56,933	—
稼働率(単位:%)	72.5	81.2	79.1	81.9	—
利用者満足度(単位:%)	センター利用者 88.4 並行通園児 90.4 めだか親子教室 93.4	センター利用者 90.8 並行通園児 88.7 めだか親子教室 93.4	センター利用者 90.0 並行通園児 91.6 めだか親子教室 94.1	センター利用者 92.6 並行通園児 93.3 めだか親子教室 95.2	—

イ 取組状況

サービス向上、利用促進、自主事業	・利用者ニーズに沿った多様な通園形態によるクラス運営を継続。 ・第1つぼみ園、第1もず園における3歳児の単独登園日数を増加。 ・ホームページで情報発信を積極的に行うほか、オンラインでの保護者学習会や、利用者が家庭でも楽しめる動画の配信などに取り組んだ。
意見・苦情・要望等への対応	・利用者アンケートの実施のほか、利用者の代表と園単位での懇談会、また、4園保護者と事業団、堺市との懇談会等多様なモニタリングを実施し、要望等に対して対応できるものは早急に改善を図った。
その他特筆すべき取組	・堺市立こどもリハビリテーションセンターの機能の周知及びニーズの把握を目的に、近隣の医療機関、関係機関等を訪問し、相互の情報交換を行った。 ・児童発達支援事業所等市内関係機関職員を対象とした見学会等を開催し、児童発達支援センターの周知に努めた。

ウ 市による状況分析

令和4年度に比べ稼働率が上がっている要因について利用者のニーズに合わせたセンターの通園形態の改善（単独登園日数の増加）が考えられる。今後もニーズに応じた通園形態の改善に努められたい。また関係機関の訪問情報交換については継続拡大に努められたい。

2 管理運営状況

(3) 収支

ア 収支状況

(単位:円)

■ 指定管理業務

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	【参考】令和5年度(予算)
指定管理者名		社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団	社会福祉法人 堺市社会福祉 事業団
収入	指定管理料	683,360,000	614,313,000	615,830,516	616,116,000	616,116,000
	利用料金	398,735,944	438,583,386	406,909,776	412,142,551	427,726,000
	負担金	0	0	0	0	0
	その他	751,685	961,485	852,965	819,883	836,000
合 計		1,082,847,629	1,053,857,871	1,023,593,257	1,029,078,434	1,044,678,000
支出	人件費	784,544,350	812,291,931	817,290,501	855,304,943	873,208,000
	委託料	48,929,910	50,053,648	50,113,376	50,102,410	50,579,000
	総支出額に占める 委託料の割合	4.5%	4.4%	4.4%	4.3%	4.1%
	修繕費	7,367,127	6,257,798	5,837,552	3,772,784	6,656,000
	光熱水費	21,962,469	24,440,583	30,198,747	25,366,757	31,911,000
	その他	225,547,495	232,691,371	239,886,753	240,705,414	271,836,000
合 計		1,088,351,351	1,125,735,331	1,143,326,929	1,175,252,308	1,234,190,000
収支差額		-5,503,722	-71,877,460	-119,733,672	-146,173,874	-189,512,000
(市への納付金の額)		—	—	—	—	—
(徴収委託の場合の徴収額)		371,500	545,500	418,000	491,500	491,000

■ 自主事業 (有)

(単位:円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	【参考】令和5年度(予算)
収 入		1,556,000	1,589,000	2,026,000	1,448,000	1,448,000
支 出		496,346	372,437	712,986	660,446	1,448,000
収支差額		1,059,654	1,216,563	1,313,014	787,554	0
(市への納付金の額)		—	—	—	—	—

イ 取組状況

経費の削減、経理事務等	・電気・ガス価格激変緩和対策事業により光熱費が削減された。 ・また、保守業者等と各機器の状況や部品交換等のタイミングを共有することで、修繕費の節減に努めた。 ・人件費については、定期昇給や最低賃金の改定等に伴い支出が増額された。 ・収支差額の赤字の大幅増は市の方針によるもので、過去の収支差額で補填している。
-------------	---

ウ 市による状況分析

収支差額について利用料金の増収に向け、定員の上限まで日々の利用者を増加させるためのクラス体制について検討が必要である。

3 目標管理、総合評価

(1) 目標管理

ア 仕様書で定める目標の達成状況

■ 適正な管理運営の確保

指標	目標	実績
① 児童発達支援センター(4施設)延べ利用者数	年間延べ38,000人以上	31,791人
② 診療所における機能訓練実施単位数	年間延べ26,720単位以上 (内訳(参考))理学療法 10,700単位 作業療法 7,540単位 言語聴覚療法 8,480単位	17,182単位 (内訳(参考))理学療法 5,487単位 作業療法 5,406単位 言語聴覚療法 6,289単位
③ 保育所等訪問支援事業	年間延べ370件以上	194件
④ 障害児相談支援事業	年間延べ1,500件以上	1,047件

■ 利用者サービスの向上

指標	目標	実績
利用者アンケートにおける満足度 センターの利用 親子教室の利用	利用者の満足度 各90%以上	センターの利用者 (毎日通園) 92.6% (並行通園) 93.3% 親子教室の利用者 95.2%

■ 収支

指標	目標	実績
利用料金収入 利用料金収入の総支出に占める割合	年間430,000千円以上 かつ 40%以上	412,142,551円 35.1%

イ 市による状況分析

利用者数や機能訓練実施単位数など目標を大幅に下回っていることについて保護者ニーズへの対応した通園形態、サービスの提供の改善が求められる。

(2) 総合評価

目標の達成状況のほか、管理運営状況も含め、以下の評価基準により総合的に評価を行う。

	指定管理者	所管課
評価	B	B
評価の理由	・定員割れでスタートしたこと等により、利用者数等は目標に達しなかったが、職員を増員せずに単独登園の拡充等に取り組むなど利用しやすい環境整備に努めた。 ・利用者への丁寧な説明と施設の安全確保などに努めた結果、令和4年度以上の利用者満足度を得ることができた。	利用者数については年度当初から定員が埋まるようニーズに対応したクラス体制、運営などが必要である。診療所においてリハビリについても外来を増やすなど工夫が必要である。
今後の取組	児童福祉法改正に伴う児童発達支援センターの一元化、地域の中核機能等の役割を担っていけるよう職員体制の見直し、地域との連携等に努める。	地域の療育拠点、発達支援の相談の入口として障害の種別に関わらず多様な児童を支援する姿勢が求められている。現在の利用者のニーズ、地域の療育環境、社会状況に応じて療育形態や支援の形を見直す必要がある。

評価基準

A	仕様書で求める目標や水準を上回る管理運営がなされ、優良であるもの
B	概ね仕様書で求める目標や水準どおり(80~100%)の管理運営がなされ、適正であるもの
C	管理運営が仕様書で求める目標や水準を下回っており、努力が必要であるもの
D	管理運営が適切に行われたとは認められず、改善が必要であるもの